

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 71 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（休息时间）</u> 第 7 条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、人事委員会の定める基準に従い、休息時間を置くものとする。	第 7 条 削除
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。